

# 障害者差別解消法が変わりました!

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

例えば障害のある人が来店したときに…



第275号  
2025年2月1日発行  
編集・発行  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター内)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212

## 不当な差別的取扱い

## 禁止

●障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

## 合理的配慮の提供

## 令和6年4月1日から事業者も義務



- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。



## 【留意事項】



「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます!



# みんなで築こう 人権のまちづくり



## 第23回 和束町人権フェスティバル

2025年3月9日(日)

午前10時～午後3時

### クラウンショー☆

マーキィさん

華麗なジャグリング  
などのパフォーマンスを  
披露!



### 保育園

園児たちによる  
コンサート

### 展示

- ・啓発パネル
- ・手芸作品
- ・編み物作品
- ・パッチワーク作品
- ・健康体操
- ・こども館作品
- ・保育園作品
- ・小・中学校作品

### トーク&コンサート☆

玉城ちはるさん

アジア地域の留学生支援活動  
「ホストマザー」を10年間お  
こなってきた経歴を持つ  
シンガーソングライター



## ひとりで悩まず、まず相談を!

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

2月の相談日

月日・・・2月27日(木)  
時間・・・午後1時30分～4時  
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

